

スポーツ・レクリエーション施設利用協定書

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）
は、次のとおり施設利用協定を締結する。

（指定）

第1条 甲は、兵庫県中小企業従業員共済事業の会員及びその家族（以下「会員」という。）の福利厚生を図るため別表1に掲げる乙が経営する施設を指定し、会員の利用に供する。

（周知）

第2条 甲は、施設の利用について乙と協定したことを広報誌等により会員に周知する。

（協定料金）

第3条 甲の会員等が乙を利用する際、甲が発行するファミリーパックの会員証を提示することにより、別表2に定める協定料金を支払うものとする。

2 乙は、甲に対して一般料金と前項の協定料金との差額を請求しない。

（利用券）

第4条 乙は、甲の会員およびその家族が甲の発行する次の「スポーツ・レクリエーション施設利用券（様式第1号）」（以下「利用券」という。）を提出した場合は、前条の協定料金から次の補助金を差し引いた金額で利用させるものとする。

ただし、利用券の使用は1施設利用につき1人1日1利用1枚に限るものとし、施設利用料金が利用券の額面（以下「利用補助金」という。）に満たない場合は、使用できないものとする。

（ファミリーパック・スポーツ・レクリエーション施設利用券 会員・家族会員共通券 300円）

2 甲は、乙の請求により前項の利用補助金を負担するものとする。

（精算）

第5条 乙は、利用補助金を請求するときは請求書に使用済の利用券を添えて、原則として当月分を翌月10日までに請求するものとする。

2 乙は、前項の請求について、甲が別に定める利用券事務手数料制度要領（以下「要領」という。）に基づき、利用券に係る事務手数料（以下「手数料」という。）を甲に支払うものとする。

3 手数料は、利用券の請求額から、要領に基づく手数料額を甲が引き去る方法により徴収するものとする。

4 甲は、請求内容を確認のうえ、乙から請求のあった月末（土日祝日の場合はその翌日）に、原則として乙の指定する預金口座に振込むものとする。

5 甲は、前項の請求に関し、必要に応じ乙と協議のうえ書類の提出を求め、又は検査を行うことができるものとする。

6 乙による偽りその他不正な手段による利用補助金請求の振込みがあった場合、甲は乙に対しその全部又は一部を返還させるものとする。

（個人情報の保護および秘密の保持）

第8条 乙は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、本協定に基づく施設利用行為等から知り得た会員情報等を当該目的以外に使用したり、あるいは他人に漏らしてはならない。

3 甲および乙は、相手方から開示を受けた全ての情報および資料を善良なる個人情報管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、事前に甲又は乙の書面による承諾がない限り、これを第三者に対して開示してはならない。

（協定の解除・暴力団等の排除）

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する時は、本協定の期間中であってもこれを解除することができる。

(1) 乙が本協定の義務を履行しない時。

(2) 甲が本協定の存続を不相当と認めた時。

- 2 甲は、前項により本協定を解除した場合は、すでに利用し終えた宿泊行為等に対応するもので甲が止むを得ないと認めた場合に限り、利用券に見合う金額を乙に支払うものとする。
- 3 乙は、本協定の解除に際して前項に定めるもののほかは、甲に対し損害賠償の請求をすることができないものとする。
- 4 甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、又はその他の反社会的勢力に該当する者（以下、「暴力団等」という。）ではないこと。
 - (2) 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。
 - (3) 甲又は乙の事業を支配する者又は事業を監査する者が暴力団等ではないこと。
 - (4) 暴力団等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するものではないこと。
- 5 甲又は乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲又は乙（それらの役職員を含む。）が次の各号に該当した場合には、当該甲又は乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの協定又はこの協定に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。
 - (1) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。
 - (2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、又は関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。

（協議）

第11条 乙は協定内容を変更しようとする時は、事前に甲と協議しなければならない。

（疑義の解釈）

第12条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第13条 本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲乙いずれからも解約の意志を書面において示さないときは、本協定を更に1年間引き続き効力を有するものとし、以後も同様とする。

（裁判管轄）

第14条 甲および乙は、本合意に関して各者間に紛争が生じた場合、当該紛争は法令に従って解釈され、神戸地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各々その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県神戸市中央区下山手通6丁目3-28
公益財団法人兵庫県勤労福祉協会
理 事 長 印

乙

印

別表1 (指定施設)

NO	施設の名称	所在地および電話番号等
1		
2		
3		
4		
5		

別表2 (協定料金等)

NO	区 分	一般料金 (A)	協定料金 (B)	甲の負担額 (C)	利用者の負担額
1)			300 円	(B-C)

様式第1号

会員・家族会員共通券

3205

32 ファミリーボックススポーツ・レクリエーション施設利用券

会員・家族会員共通券

※会員・家族会員いずれも総数で15枚使用可。
 ※1利用につき1人1回1枚に限ります。
 ※記入漏れ、前後の使用は無効

300円

利用施設名

利用年月日 年 月 日

事業所番号

事業所名

会員番号

会員名

利用者名

有効期限 / 2020年9月30日

①使用の際は、裏面の注意事項を必ずお読みください。 ②本枠内すべてを記入してください。
 ③取捨の方は、記入漏れ及び有効期限を過ぎた利用券は受け取らないでください。 (公財)兵庫県勤労福祉協会

3206

32 ファミリーボックススポーツ・レクリエーション施設利用券

会員・家族会員共通券

※会員・家族会員いずれも総数で15枚使用可。
 ※1利用につき1人1回1枚に限ります。
 ※記入漏れ、前後の使用は無効

300円

利用施設名

利用年月日 年 月 日

事業所番号

事業所名

会員番号

会員名

利用者名

有効期限 / 2021年3月31日

①使用の際は、裏面の注意事項を必ずお読みください。 ②本枠内すべてを記入してください。
 ③取捨の方は、記入漏れ及び有効期限を過ぎた利用券は受け取らないでください。 (公財)兵庫県勤労福祉協会